

## 審査基準整理票

処分名	工事費の助成等		
根拠法令名	大津市下水道条例 (昭和43年条例第36号)	(条項) 第10条	
基準法令名		(条項)	
所管部署	企業局 お客様設備課 装置グループ		
標準処理期間	30日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【大津市水洗便所改造費補助金交付要綱】</li> <li>【大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付要綱】</li> <li>【大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付要綱】</li> <li>・掲載図書等【】</li> <li>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>くみ取便所等を水洗便所に改造する者に対して、その改造に必要な資金の一部を助成する審査基準は、大津市水洗便所改造費補助金交付要綱、大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付要綱及び大津市自家用汚水ポンプ施設設置等補助金交付要綱に定めるとおりとする。 なお、上記の要綱は、企業局ホームページで公開する。</p> <p>【根拠法令】 大津市下水道条例第10条 (工事費の助成等)</p> <p>第10条 公営企業管理者は、くみ取便所等を水洗便所に改造する者に対し、当該くみ取便所等の改造に必要な資金の一部を助成する等の措置を講ずるものとする。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。